

平成20年12月2日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄 殿
ジェイアール東海労働組合
新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会
執行委員長 小林 國博 殿

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之



当社の新幹線鉄道事業本部関西支社大阪第一車両所が、平成10年11月25日から平成11年9月28日までの間に、組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記8点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします。

記

- 1 平成10年11月25日撤去及び同月27日再撤去の見出し「会社自ら証明！組合掲示物撤去の不当労働行為！」の掲示物及び見出し「中央労働委員会を愚弄するのか！」の掲示物
- 2 同年12月1日撤去及び同月2日再撤去の見出し「反社会的行為のJR東海会社！」及び「病気休職中の社員を一方向的に『解雇』」の掲示物並びに見出し「弱者を簡単に切り捨てる『JR東海会社』」及び「裁判官も会社側を指摘！」の掲示物
- 3 平成11年8月19日撤去の見出し「竹本さん運転士職を勝ち取る！会社上告を断念！敗北を認め慰謝料の支払いに応じる！」の掲示物
- 4 同月20日撤去の見出し「『竹本氏不当配転』を会社自らが認める！！」の掲示物
- 5 同年9月9日撤去の見出し「またも『怪文書』(?)が組合員宅に郵送！」及び「卑劣な組織破壊攻撃を断固粉碎しよう！！」の掲示物
- 6 同月28日撤去の見出し「『300系電車訓練不当処分裁判』（四人組裁判）で大阪高裁が不当判決！」の掲示物